

港区子ども家庭総合支援センター

4月1日
開設

【子ども家庭支援センター】

児童福祉法第10条の2に基づく、全ての子どもとその家族および妊産婦等を継続的に支援していくための拠点です。現在の三田1丁目から移転し、サービス内容を充実します。

子ども・子育て支援サービスと子どもと家庭の総合相談の2つの役割があります。



【児童相談所】

児童福祉法第12条に基づくものです。子どもの問題や状況、ニーズを把握し子どもや家庭に適切な援助を行い、子どもの権利を擁護することを目的にしています。一時保護、里親委託、施設入所等の措置権限をもっています。

【母子生活支援施設】

児童福祉法第38条に基づく、さまざまな事情から療育が困難になった母子家庭が入所し、安定した生活と自立を支援するための施設です。10室の居室があります。

全国各地で児童に対する深刻な虐待が続いています。区民に身近な区が地域と一体になって、未然防止から調査、援助、保護、里親等への措置、家庭復帰までを切れ目なく担っていく必要があることから、児童福祉法が改正され、港区も児童相談所が出来ることになりました。

施設は、区内の家庭が楽しくいきいきと子育てを出来るよう、多様な文化や人との出会い・交流・学習の場とするとともに、子どもと家庭の状況に応じた支援機能と児童相談所の専門機能とを一体化さ



【港区子ども家庭総合支援センター】

所在地：南青山5-7-11

児童相談所、子ども家庭支援センター、母子生活支援施設の複合施設

せ、総合的に支援していくため、子ども家庭支援センター、児童相談所（一時保護所を含む）、母子生活支援施設の複合施設として建設されました。

日本共産党 2021年2月号外
港区議員団ニュース 港区芝公園1-5-25
ホームページ (3578)2945～6
<http://www.jcp-minatokugidan.gr.jp>